

## 令和4年第10回教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和4年9月30日（金） 13：30～15：15
- 2 会 場 教育委員会 会議室
- 3 出席者 浅井教育長・萩原教育長職務代理者・小西委員・西田委員・  
頭島委員・教育次長（管理担当）・教育次長（指導担当）・  
管理課長・学校教育課長・生涯学習課長・体育振興課長・  
人権教育推進室長
- 4 傍聴者 1名

教育長 : それでは、ただ今より、令和4年第10回相生市教育委員会定例会を開会させていただきます。

本日の議事録署名委員は、萩原委員にお願いします。

萩原委員 : はい。

教育長 : 事務局出席職員の報告をお願いします。

管理課長 : 両教育次長、各課長、書記としまして管理課副主幹が出席しております。以上でございます。

教育長 : 次に、経過報告をお願いします。

教育次長(管理・指導担当) : それでは、8月31日以降の経過につきましてご報告させていただきます。資料の方をお開き願います。

(経過報告に基づき以下の事業について概要説明)

- 8/31 通学路合同点検
- 9/1 始業式(幼小中)
- 9/5 給食開始(小中)  
市民体育館スポーツ教室第2期開講
- 9/6 令和4年第4回定例市議会本会議
- 9/7 令和4年第4回定例市議会本会議  
給食開始(幼)
- 9/8 学校訪問(中央小)  
金ヶ崎学園大学
- 9/9 総務文教常任委員会  
相人教第3回啓発活動委員会
- 9/10 秋季ファミリースポーツフェア
- 9/13 学校訪問(双葉小)  
相生市スポーツ顕彰選考委員会
- 9/14 相生市教育委員会職員(学芸員)第2次試験
- 9/15 令和4年第4回定例市議会本会議
- 9/17 中学校運動会
- 9/21 さわやかあいさつデー
- 9/22 定例園長会  
学校訪問(青葉台小)  
金ヶ崎学園大学(知っトク情報講座)

- 9/23 運動会（若小）  
千種川水系スポーツ推進委員研修会（上郡町）
- 9/24 運動会（相小・矢小）  
市内秋季総合体育大会  
放課後子ども教室（須崎市との交流）
- 9/25 自衛隊音楽隊演奏会
- 9/27 相生市スポーツフェスティバル実行委員会

教育長： 説明は終わりました。その他追加説明はありますか。

管理課長： ございません。

教育長： それでは質疑に入ります。経過報告全体に亘って、何か質問等がございましたらどうぞ。

教育長： 質疑がないようですので、経過報告をご了承願います。

教育長： 日程6、議事に入ります。

議事に先立ち、相生市教育委員会会議規則第5条の規定により、議案の公開又は非公開の決定を行います。

（1）報告事項、報告第31号については、相生市教育委員会会議規則第5条第1項第3号社会教育関係法規に定める委員及び重要な諮問委員会の委員の委嘱に関する事件に該当すると考えられますので非公開としてよろしいか。

全委員： 異議なし。

教育長： 次に（3）その他のエ 令和4年度学力調査の結果については、会議の公開が不相当であると考えますので、同規則第5条第1項第7号により非公開としてよろしいか。

全委員： 異議なし。

教育長： 異議なしとして報告第31号及びその他のエを非公開と決定いたします。

教育長： それでは（1）報告事項のア 報告第31号については、非公開議案の審議となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : それでは、(1) 報告事項、ア 報告第31号 相生市スポーツ顕彰選考委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。それでは、何かご意見、ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。ご質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

全委員 : はい。

教育長 : ここで傍聴者の入室を許可いたします。

(傍聴者入場)

教育長 : それでは、(1) 報告事項、イ 報告第32号 令和4年度相生市スポーツ顕彰(前期)受賞者の決定について、事務局より説明をお願いします。

体育振興課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 令和4年度相生市スポーツ顕彰(前期)を決定したことについて報告

教育長 : 説明は終わりました。それでは、何かご意見、ご質疑はありませんか。よろしいでしょうか。ご質疑はないようですので、本件については報告を了承いただけたものといたします。

全委員 : はい。

教育長 : 続きまして(2) 請願に移ります。

教育長 : ア 請願第29号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございま

せんか。

委員 : 請願にある磯際山は、I H I の所有ですか。

管理課長 : I H I の所有です。

教育長 : 他にご意見、ご質問はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 当該案件について、現在のところ調査する予定はありませんので不採択と考えます。ただし、いただいた貴重な情報は今後の参考とさせていただきます。とさせていただきます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第29号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、現在のところ調査する予定はないため、とします。通知の際には、教育委員会のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、イ 請願第30号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 「表現の自由」は、日本国憲法で保障されており、相生市教育委員会があらためて決議を行う必要がないため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第30号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は「表現の自由」は、日本国憲法で保障されており、相生市教育委員会があらためて決議を行う必要がないため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ウ 請願第31号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 相生市行政手続条例の条項のとおりであり、説明の必要はないため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第31号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、相生市行政手続条例の条項のとおりであり、説明の必要はないため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、エ 請願第32号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 浅井昌平教育長は、出品者の任意の協力に基づく依頼を行ったものであり、人権侵害行為を行っていないため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、いかがでしょうか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第32号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、浅井昌平教育長は、出品者の任意の協力に基づく依頼を行ったものであり、人権侵害行為を行っていないため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、才 請願第33号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 浅井昌平教育長は、出品者の任意の協力に基づく依頼を行ったものであり、人権侵害行為を行っていないため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことでありますので、請願第33号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、浅井昌平教育長は、出品者の任意の協力に基づく依頼を行ったものであり、人権侵害行為を行っていないため、とします。

通知の際には、教育委員会のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、カ 請願第34号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 浅井昌平教育長は、出品者の任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことでありますので、請願第34号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、浅井昌平教育長は、出品者の任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、キ 請願第35号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 浅井昌平教育長は、出品者の任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第35号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、浅井昌平教育長は、出品者の任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ク 請願第36号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 教育委員は、法令等に従って職務を行っているため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第36号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、教育委員は、法令等に従って職務を行っているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、ケ 請願第37号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨 : 請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : 請願の中に、教育次長の市議会での公式答弁の同じような形でいかせていただくという対処は、違法になります。とあります。次長が市議会と同じような形でいかせていただくと答弁したとありますが、どのような内容であったのか説明してもらえますか。

教育次長 (管理担当) : 田中秀樹議員から、今後同じような作品が出品されれば、どのように取り扱うのかとの質問がありましたので、同じような形でいかせていただくと考えておりますが、美術展運営委員会でご協議をいただき、その対応を考えていくこととなる。と、手続についてお答えしたものです。

教育長 : 他にご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 第45回相生市美術展の件は、任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第37号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、第45回相生市美術展の件は、任意の協力に基づく依頼を行ったものであるため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、コ 請願第38号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長 : (提出議案に基づき説明)

※説明の要旨：請願者、請願の要旨について説明

教育長 : 事務局の説明は終わりました。本件について、ご意見ご質疑はございませんか。

教育長 : この請願に対して事務局案又は補足説明はありますか。

管理課長 : 添付されているものは、弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っているため不採択と考えます。

教育長 : 事務局の説明では、不採択ということになりますが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長 : 不採択とすることに、ご異議ございませんか。

全委員 : 異議なし。

教育長 : ご異議なしとのことですので、請願第38号については、不採択とすることに決しました。

管理課長 : ただいまご決定いただきました請願の審査結果について、請願者に対し文書で通知します。

審査結果は不採択とし、理由は、添付されているものは、弁護士の法律相談の回答であり、相生市教育委員会は、法令等に従って職務を行っ

ているため、とします。

通知の際には、教育委員のご決裁をいただきますのでよろしくお願いいたします。

教育長 : 事務局の説明に対し、ご質問はありますか。

教育長 : ないようですので、そのようにご承知おきください。

教育長 : 次に、(3) その他のアからオについては、非公開となりますので、相生市教育委員会傍聴規則第7条により、傍聴人の退場を求めます。

(傍聴人退場)

教育長 : それでは、(3) その他に移ります。ア 令和4年8月分学校事故発生状況報告、イ 令和4年8月分不登校等の状況報告、ウ 小中学校におけるいじめの現状報告をまとめて報告願います。

【非公開事件】

教育長 : 質問はないようですので、そのようにご了承願います。次にエ 令和4年度学力状況調査の結果についてをお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 他にありませんでしょうか。それでは、そのようにご了承願います。次に、『オ 10月分行事予定報告』をお願いします。

【非公開事件】

教育長 : 説明は終わりました。ただいまの報告について何かご質問等ございませんか。

教育長 : 質問はないようですので、そのように了承願います。

教育長 : 次に『カ その他』について事務局何かありますか。

学校教育課長 : 学校教育課から、2点報告をさせていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症対策についてご報告させていただきます。2学

期も自然学校、修学旅行、幼稚園の運動会等の様々な学校園行事が予定されておりますので、引き続き感染防止対策を実施した上で教育活動を行っていきたいと考えております。

次に2点目、新型コロナウイルスワクチンの優先接種についてです。この度、市の方針で学校園職員へのオミクロン株対応ワクチンの優先接種を行うこととなりました。現在、教育委員会でワクチン接種希望者を募っており、10月からの接種を予定しています。安心して働ける環境づくりのため、速やかに接種を進めてまいりたいと考えております。以上です。

教育長 : 他に何かありますか。

管理課 : 管理課から2点ご報告いたします。まずは、西播磨山城復活プロジェクトに関する情報提供についてです。前回の定例会において、ご審議いただきました請願「山城復活プロジェクト」に対して尼子山城への、相生市佐方からのルートを加える要請を相生市教育委員会が行う決議を求める請願につきまして、審査結果は不採択となりましたが、主管課である地域振興課に情報提供を行いましたのでご報告いたします。

次に、9月19日の台風14号の被害状況です。勢力が強かったですが、学校施設や社会教育施設への大きな被害はありませんでしたのでご報告いたします。

教育長 : 他に何かありますか。

管理課長 : (配付物の確認)

教育長 : 教育委員さんから何かございますか。

教育長 : 特にないようですので、令和4年第10回教育委員会定例会を閉会させていただきます。どうも、ありがとうございました。

15 : 15 終了